資料１０－１

大阪府の業務の民間開放について

業務の分野	業務の形態
□健康･福祉　（健康、医療、高齢者、障害者、子育て、福祉） □生活･環境　（食生活、消費生活、防災、環境ﾘｻｲｸﾙ、水道、人権、NPO 等支援） □産業･労働･まちづくり　（商工業、雇用労働、農林水産業、建設、交通道路） □教育･文化　（青少年、文化芸術、教育、生涯学習） □にぎわい･観光　（観光経済交流、スポーツ、公園） □行政･施策　（行財政改革、政策、計画、予算決算、税務、選挙、市町村）	○企画立案、○庶務、○予算･経理、○給与、○秘書、○人事労務、○法規関係、○審査検査、○財産（施設）管理、○情報処理、○団体等指導育成、○調査分析、○研修、○用地買収、○契約、○企業団体等助成、○広報報道、○広聴相談、○国際関係、○市町村関係、○税務、○窓口サービス（許認可等）、○学校事務、○警察事務、○その他

《多様な手法の導入》

業務委託、指定管理者、PFI 等多様な手法を活用し、効率的で質の高いサービスを目指す。

民間開放の推進

実際に行われている事務事業

行政の守備範囲＝責任領域

事務事業の見直し
・廃　　止
・民営化等

業務の外部化を検討
↓
行政の責任で行うが必ずしも行政職員の直接執行が必要でない領域

コアコンピタンス（※）の領域

≪※コア・コンピタンス≫
・法令の規定により民間への委託が禁止されているもの
・行政責任の中心をなすもの（基幹的意思決定業務、府が自ら主体となって直接に実施することが必要とされる事務･事業の執行業務、アウトソーシングに係る業務の指導・監督業務等）

アウトソーシングを検討すべき事務事業の類型

① 試験分析・検査・監査等業務
② 電算システム開発・管理業務
③ 研修・講座・セミナー等業務
④ 広報・啓発・イベント等業務
⑤ 調査研究業務
⑥ 施設運営管理業務
⑦ その他の専門・技術的業務
⑧ その他の定型的業務

←「府アウトソーシング推進方策」に示された類型より